

# 社会福祉法人の運営について 〈第一部〉

横浜市健康福祉局監査課  
令和5年3月

※本資料では、令和5年度における社会福祉法人(横浜市健康福祉局所管)の運営について、新制度のご案内や注意点等をまとめております。法人運営のご参考としてください。

# 資料目次

## 第一部

### 令和5年度に向けた留意事項

- ・ 役員の改選について
- ・ 会社法の一部を改正する法律等の施行に伴う事務の取扱い

## 第二部

### 法人指導監査における主な指摘事例

- ・ 主な指摘事例（法人運営における事務手続きについて（事例1～4））
- ・ 主な指摘事例（会計・経理・契約手続きについて（事例1～5））

## 第三部

### 財務諸表等電子開示システムにおける主な差戻し事例

- ・ 主な差戻し事例（法人運営における事務手続きについて（事例1～4））
- ・ 主な差戻し事例（会計・経理・契約手続きについて（事例1～5））

### その他事務連絡

- ・ 参考資料、自己点検表について
- ・ アンケートについて

# 資料目次

## 第一部

### 令和5年度に向けた留意事項

- ・ 役員の改選について
- ・ 会社法の一部を改正する法律等の施行に伴う事務の取扱い

## 第二部

### 法人指導監査における主な指摘事例

- ・ 主な指摘事例（法人運営における事務手続きについて（事例1～4））
- ・ 主な指摘事例（会計・経理・契約手続きについて（事例1～5））

## 第三部

### 財務諸表等電子開示システムにおける主な差戻し事例

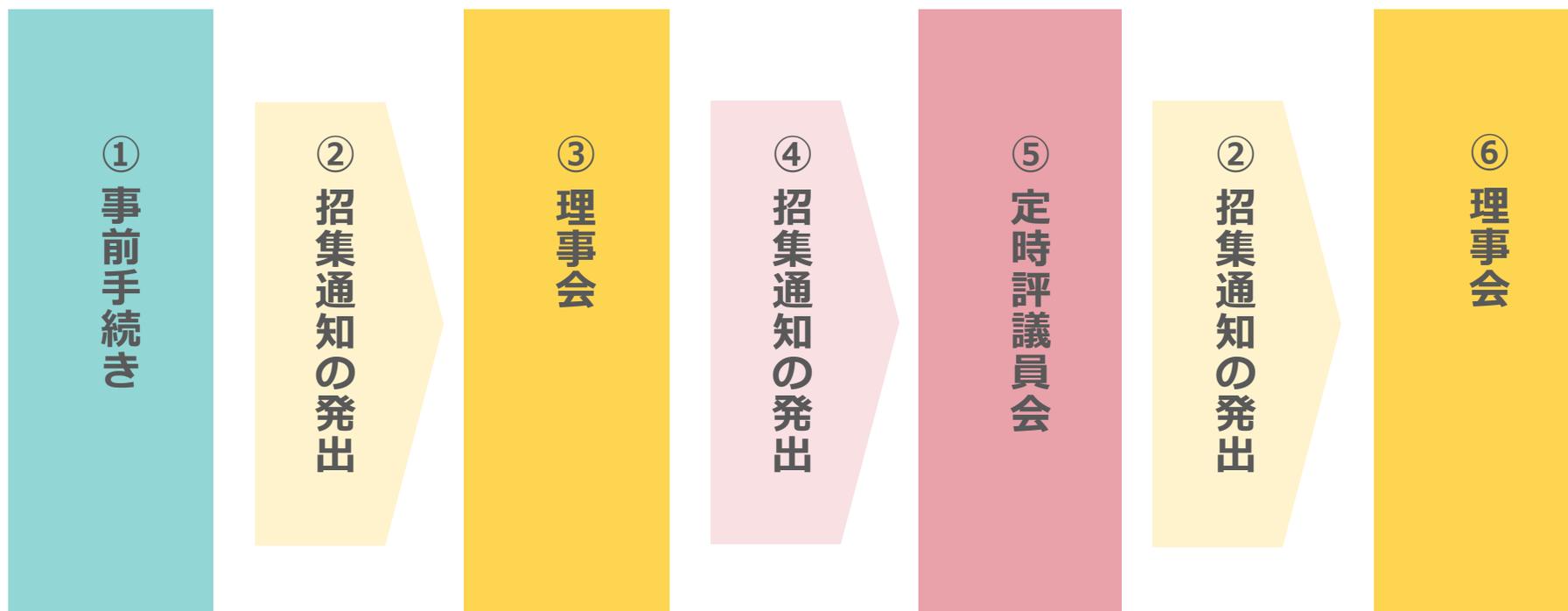
- ・ 主な差戻し事例（法人運営における事務手続きについて（事例1～4））
- ・ 主な差戻し事例（会計・経理・契約手続きについて（事例1～5））

### その他事務連絡

- ・ 参考資料、自己点検表について
- ・ アンケートについて

# ①令和5年度に向けた留意事項 (役員の改選について)

## 理事・監事選任（改選）の流れ



※できるだけ速やかに

# ①令和5年度に向けた留意事項 (役員改選について)

## ①事前の手續

事前に資料を徴取し、書面により理事・監事としての就任の意思、資格要件や欠格事項などを確認します。確認に必要な主な資料を例示します。

### 就任承諾書

社会福祉法人〇〇会の理事に就任することを承諾します。

任期

令和〇〇年〇月〇日開催の定時評議員会の終結の時から令和△△年の定時評議員会の終結の時まで

・  
・  
・

### 欠格事由等の確認書 (誓約書)

私は、社会福祉法第40条第1項第2号から第6号までに規定する全ての欠格事由に該当しません。

・  
・  
・

### 履歴書

氏名  
住所  
連絡先  
学歴・職歴



・  
・  
・

# ①令和5年度に向けた留意事項 (役員改選について)

## ①事前の手續

### ◇就任承諾書

→法人と理事とは委任契約の関係にあります。そのため、理事になるためには定款に定める選任決議と被選任者の就任承諾が必要です。

### 就任承諾書

社会福祉法人〇〇会の理事  
に就任することを承諾します。

#### 任期

令和〇〇年〇月〇日開催の  
定時評議員会の終結の時から  
令和△△年の定時評議員会  
の終結の時まで

### ◆ポイント

- ・ 任期を記載する場合における**任期満了日**の記載例  
→ 「〇〇年度定時評議員会終結の時まで」

# ①令和5年度に向けた留意事項 (役員の改選について)

## ①事前の手續

◇欠格事由等の確認書 (誓約書)

→本人の誓約により、欠格事由等に該当しないことを確認します。

### 欠格事由等の確認書 (誓約書)

私は、社会福祉法第40条第1項第2号から第6号までに規定する全ての欠格事由に該当しません。

・  
・  
・

### ◆ポイント

- ・ 欠格事由を規定する条文  
→理事・監事は、社会福祉法**第44条第1項** (第40条第1項を準用) に規定
- ・ なお、社会福祉法改正により、第40条第1項第6号に「**暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者**」が追加されています。

# ①令和5年度に向けた留意事項 (役員の改選について)

## ①事前の手續

### ◇履歴書

→記載内容により、兼職や親族等の関係を確認します。

※その他資格要件等の確認に必要な資料

<b>履歴書</b>	
氏名 住所 連絡先 学歴・職歴	

### ◆ポイント

- ・各人の直近の状況を確認するためにも、**最新の履歴書**を徴取

<b>委嘱状</b>
------------

※委嘱状による委嘱は必要とされていませんが、法人の判断により、作成・交付することは差し支えありません。

# ①令和5年度に向けた留意事項 (役員の改選について)

## ②招集通知の発出 (理事会)

理事・監事の全員に、期限までに理事会の招集通知を発出します。

### 理事会招集通知

- 1 日時 ○月○日
- 2 場所 本部会議室
- 3 議題
  - 議案(1) ○○
  - 議案(2) ○○
  - ・
  - ・
  - ・

### ◆ポイント

- ・理事会の日の**1週間前(中7日間)まで**に各理事・監事に対して招集を通知する必要があります。
  
- ・理事会の招集通知の媒体には法令上の定めはありませんが、**議題・議案等を記載した書面による通知が望ましい**と考えられます。

# ①令和5年度に向けた留意事項 (役員の改選について)

## ③理事会（理事・監事候補者の推薦）

理事・監事は、評議員会で選任されなければなりません。

評議員会の開催にあたっては、あらかじめ招集事項（日時や場所・議題・議案）を理事会で決議します。

### 理事会招集通知

- 1 日時 ○月○日
- 2 場所 本部会議室
- 3 議題
  - 議案(1) ○○
  - 議案(2) ○○
  - ・
  - ・
  - ・

### ※【参考】

「定時評議員会」については、開催の日の中14日前までに招集事項を決定する必要があります。

# ①令和5年度に向けた留意事項 (役員の改選について)

## ③理事会 (理事・監事候補者の推薦)

◇評議員会の議題・議案の一つとして、「次期の理事・監事候補者」について、理事会で決議します。

### ◆ポイント

- ・ 監事の選任に関する議案を評議員会に提出するためには、監事の過半数の同意を得なければなりません。
- ・ 同意を証する書類としては、「理事会の議事録（当該議案に同意した監事の氏名の記載及び当該監事の署名又は記名押印があるものに限る）」、が考えられます。
- ・ しかし、（例：監事が2名の場合）監事が1名でも欠席した場合は欠席した監事から別途、同意書などを徴取する必要があります。

# ①令和5年度に向けた留意事項 (役員の改選について)

## ④招集通知の発出 (評議員会)

評議員全員に、期限までに評議員会の招集通知を発出します。

### 評議員会招集通知

- 1 日時 ○月○日
- 2 場所 本部会議室
- 3 議題
  - 議案(1) ○○
  - 議案(2) ○○
  - ・
  - ・
  - ・

### ◆ポイント

- ・ 評議員会の日 **1週間前(中7日間)まで**に各評議員に対して招集を通知する必要があります。
- ・ 評議員会の招集通知は、書面によることが法律上義務付けられています。
- ・ 招集通知には理事会で決定した以下の事項を記載
  - ① **日時・場所**
  - ② **議題**
  - ③ **議案の概要**

# ①令和5年度に向けた留意事項 (役員の改選について)

## ⑤定時評議員会（理事・監事の選任）

◇（定時）評議員会にて理事・監事を選任します。

※ その他に想定される議題・議案です。適宜、法人内でご確認の上、ご対応をお願いいたします。

- ・ 計算書類等の承認
- ・ 定款の変更
- ・ 役員等報酬基準の承認
- ・ 社会福祉充実計画の承認 など

# ①令和5年度に向けた留意事項 (役員の改選について)

## ⑥理事会（理事長（及び業務執行理事）の選任）

- ◇（定時）評議員会後、速やかに**理事会を開催し、理事長（及び業務執行理事）を選定**します。
- ◇この手続きは、理事全員が再任の場合や、理事長（及び業務執行理事）の再任が予定されている場合であっても、**必須の手続**です。
- ◇**理事長**については、選任後、**2週間以内に変更登記が必要**です。

### 社会福祉法人 変更登記申請書

- 1 法人等番号
- 2 名称
- 3 主たる事務所
- 4 登記に事由
- 5 登記すべき事項



# ①令和5年度に向けた留意事項

## (会社法の一部を改正する法律等の施行に伴う事務の取扱い)

会社法の一部を改正する法律等の施行に伴う事務の取扱い

施行期日 令和4年9月1日

会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）により、会社の支店の所在地における登記が廃止されることを踏まえ、組合等登記令（昭和39年法律第29号）が改正されます。これに伴い事務の取扱いが次のとおりとなりますのでご留意ください。

- ◇社会福祉法人の**従たる事務所の所在地における登記義務が廃止**されること。
- ◇従たる事務所については、本改正により廃止されるわけではなく、**施行後も定款の記載事項**であること。
- ◇施行後、**従たる事務所の設置、移転又は廃止などの登記事項に変更がある場合は、主たる事務所の所在地を管轄する法務局において登記を行う必要がある**こと。このため、従たる事務所の所在地は、法人の登記事項証明書によって確認ができること。